

○ 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行規則（平成十年総理府令・大蔵省令第四十八号）

改正案	現行
<p>（特定金融取引）</p> <p>第一条 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引及びその担保の目的で行う金銭又は有価証券の貸借又は寄託（以下「担保取引」という。）</p> <p>二 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引及びその担保取引</p> <p>三 有価証券の買戻又は売戻条件付売買及びその担保取引</p> <p>四 有価証券の貸借及びその担保取引</p> <p>五 当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買契約が解除される取引及びその担保取引</p> <p>六 先物外国為替取引及びその担保取引</p>	<p>（特定金融取引）</p> <p>第一条 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引及びその担保の目的で行う金銭又は有価証券の貸借又は寄託（以下「担保取引」という。）</p> <p>二 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引及びその担保取引</p> <p>（新設）</p> <p>三 有価証券の貸借及びその担保取引</p> <p>四 当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買契約が解除される取引及びその担保取引</p> <p>五 先物外国為替取引及びその担保取引</p>